

警察政策学会ニューズレター VOL.41

改元記念特集(2) 新たな時代～令和の目標

令和～個人情報保護の行方

会長 藤原 静雄 中央大学法科大学院教授

令和2年は、「2020」東京オリンピックの年として人々の記憶に刻まれることとなるだろうが、東京オリンピックと言え、このレターに目を止める方々には、1964という数字が頭の中に入っているのではないかと思われる。「1964」昭和39年は、当時小学生であった筆者にも、カラーテレビによる映像とともに思い出深いものとなっている。同時に、昭和39年は、現在の筆者の頭の中には、10月10日の開会式とともに、直前の9月28日の「宴のあと事件」が刻まれている。いうまでもなく、宴のあと事件はわが国ではじめてプライバシー侵害が争われた訴訟であり、9月28日はプライバシー侵害の4要件を示した東京地裁判決が下された日である。

1964から2020まで半世紀以上の時が経過し、二つの東京オリンピックの間に流れた時は、我々の想像を超える科学技術の進展、社会生活の変化をもたらし、プライバシーや個人情報保護の問題をめぐる社会環境も一変させている。二つのオリンピックをつなぐ昭和、平成、令和の時代について考えると、昭和の時代には、プライバシーは理念的なものとして捉えられていたに過ぎず、昭和の終わり63年（1988）にようやく公的部門において個人情報保護法が成立した。平成の時代は個人情報保護法制が確立され、国民のプライバシー感覚が一変した時代と言えるのではないかと思う。平成15年（2003）にわが国で初めて民間部門を規律する個人情報保護法が成立し、27年には全面的な改正がなされ、28年にはEU諸国などでは個人情報保護の要と位置付けられる個人情報保護委員会が設置された。他方、平成の時代には、情報技術の発展とそれに伴う社会のデジタル化により、国民のプライバシー侵害のリスクも著しく高まった。個人一人ひとりが情報端末として個人情報を発信する時代の到来である。平成の終わりに出現したビッグデータの時代は裏を返せばスモールプライバシーの時代と言わざるを得なくなったように思われる。

では、令和の時代の個人情報保護はどうなるか。未来予測は難しいが、個人情報が産業のコメと呼ばれる時代であるから個人情報の経済的価値はますます高まり（平成の終わりの法改正は、利活用の重要性を前面に出している）、個人情報保護は公正取引の問題、消費者保護の問題としての側面も強くなるだろう。また、個人情報の漏洩は日常茶飯事となるだろうが、対策はコストとの見合いであるという点を強調する意見が一層強くなるかもしれない。さらに、AIの普及によって、人

間のスコアリングが様々な観点から試される時代になりつつあるが、人が頭の中で考えていることがAIにより推定できる時代も近づいている。そうになると、ガラスコップの中の人間という言葉が現実味を帯びてくる。このような時代にあっては、個人情報保護という手法を通じて、プライバシーを守ることができるのかということになる。まさに「プライバシーの終焉」(The End of Privacy)という結末を迎えるのであろうか。警察は公的なデータベースの構築というやっかいな問題を避けて、民間のデータベースにさえアクセスすればいい時代となるのであろうか。

令和の時代をそのような時代にしないためにはどうすればいいか。陳腐な答えで恐縮であるが、個人情報保護は何のためにあるのか、という原点に戻って考えるよりないと思われる。なるほど、個人情報の保護と利用のバランスは重要である。経済の発展や社会公共の利益のために個人情報保護・プライバシー保護が一步退かなければならないことがあるのは当然である。しかし、問題はどこでバランスをとるかである。プライバシー影響評価、同意要件の精緻化・実効化などはバランスをとるための良き手法であるが、その前にバランスをとるための参照軸が必要である。個人情報保護はプライバシーを守るためのものである。プライバシーを守らなければならないのは、人はプライバシーなくして生きていけないからである。人には仮面をつけて生きる権利があると言ってもよい。そして、プライバシーがないところでは人は民主主義を守ることはできないのである。令和の時代のはじまりにこんなことを考えた次第である。

「令和を迎えての将棋界」(その2)

あいおいニッセイ同和損保(株) 顧問 干場 謹二

- 1 AI(人工知能~将棋ソフト)の活用は必須
- 2 プロ棋士への道の厳しさは変わりなし

(以上(その1);第40号に掲載)

3 奨励会退会後にプロ棋士に

プロ棋士への道の厳しさは(その1)で述べたとおりであるが、では年齢制限等により奨励会退会後はプロ棋士となることは不可能かという、平成時代にこれを覆した棋士が二人いる。

瀬川晶司6段(現)と今泉健司4段である。

いずれも、26歳という年齢制限のため、3段まで昇段したもののプロ棋士(4段)にはなれずに奨励会を退会したが、その後、アマチュアとして抜群の成績を収めたことが評価され、プロへの編入試験(プロ棋士と5局対局し勝ち越す)を突破した棋士である。

瀬川6段は、奨励会3段リーグに8期4年在籍したが年齢制限により退会、その後、プロ棋士との対戦成績(17勝6敗)をもとに日本将棋連盟に嘆願書を提出し、編入試験が認められたものである(平成17年)。

今泉4段も、奨励会3段リーグに11期5年半在籍したが年齢制限により退会、これもプロ棋士との対戦成績(13勝7敗)が評価され、編入試験が認められたものである(平成26年)。

いずれも、奨励会時代にも相当の実力があり、年齢制限となる前にプロ棋士(4段)となり奨励

会を卒業してもおかしくなかった人物と言えよう（この二人のほかにも、そうした人物はかなりいるのかもしれないが…）。

なお、瀬川 6 段には幾つかの著作があり、中には全国読書感想文コンクールの課題図書（H19 高校の部、「泣き虫しょったんの奇跡」講談社）となったものもある。今泉 4 段も奨励会退会后、大手飲食チェーン店のほか、介護士の資格を取りその施設でも働いていたという苦勞人である。

「苦節〇年」という言葉はよく使われるが、晴れてプロ棋士となった年齢は、瀬川 6 段は 35 歳、今泉 4 段は 41 歳（プロ棋士となった年齢としては最高齢）である。

（ちなみに、今泉 4 段は一昨年（H30）の NHK 杯戦で藤井聡太 7 段に逆転勝利し、“凡人でも天才に勝てる”との言葉を残している。）

ともに将棋への情熱を失わず、苦難の末にプロ棋士となったことは賞賛に値すると思うが、私は瀬川 6 段の嘆願書を受け入れ、初めてプロ棋士編入の道を開いた（故）米長邦雄永世棋聖（当時は日本将棋連盟会長）に大いに敬意を表したい。

しかしながら、奨励会経験のない純然たるアマチュアが、この制度によりプロ棋士となることはほとんど不可能に近いのではないだろうか？

現在、プロへの編入試験を受けるには、アマも参加できるプロの公式戦でプロに対して「10 勝以上、かつ勝率 6 割 5 分以上」の成績を収めることが条件であるが、各種のアマチュア棋戦で活躍し全国的にも有名な人物は、ほとんどが元奨励会員である（昨年のアマチュア竜王戦を見ても、各県代表の 3 割は元奨励会員であった）。

こうした現実を踏まえると、令和の時代にアマチュアからプロ編入試験を突破してこの二人に続くプロ棋士が誕生するにしても、（3 段リーグを経験した）元奨励会員以外には考えにくいというのが、私の見解である。

4 女流棋士は人気も実力も右肩上がり？

女流棋士会の発足は昭和 49 年（1974 年）であり、今年で 46 年の歴史がある。

当初 6 人でスタートした女流棋士も現在は 60 人を超えており、NHK テレビの将棋講座をはじめ、各種将棋イベント等では欠かせない存在となっている。

現在の将棋人気に大いに貢献していることは間違いない。

また、棋力に関しても、公式棋戦等で男性棋士に勝利することも珍しくなくなっており、実力は確実に向上していると言えよう。

しかし、女性のプロ棋士は、過去においても現在も一人もいない。

現在、西山朋佳女流 3 冠が奨励会の 3 段リーグに在籍しており、女性として初のプロ棋士（4 段）が誕生するかどうか大いに関心が持たれているところであるが、西山 3 段も 3 段リーグには 8 期 4 年の在籍である。また、今年（6 月）で 25 歳となるため、残されている期間はあと 1 年である。

なお、女流棋士の第一人者とされる里見香奈女流 4 冠も、3 段リーグに 8 期 4 年在籍したが、年齢制限により一昨年（H30）奨励会を退会している。

体力を競うスポーツではなく、純然たる頭脳競技である将棋でこれだけ男女差があるのは不思議であるが、正式なプロと区別するため、あえて“女流”という言葉が冠せられるのも致し方ないと言えようか？

ただし、今以上に男女の実力差があった昭和の時代と比べると、(実際に当時の状況を知る私としては) 複数の女性棋士が平成の時代に奨励会の3段リーグに入り、時に男性のプロ棋士に勝利するというだけでも、格段の進歩と言えると思う。

人気及び実力の向上を反映してか、当時は全くなかった女流棋戦も、現在は7つのタイトル戦がある。

しかしながら、(時に比較されることもある) 囲碁界では近年、女流棋士の活躍が目立っており、男女の実力差は将棋界に比べるとはるかに小さいように見える。

やはり、将棋に関しては、女性将棋ファン(それも、実際に将棋を指して楽しむ人)の裾野が広がっていないことが大きな要因ではないだろうか?

プロを目指すというのではなく、“頭がよくなる”一つの習い事のような感覚で将棋教室(道場)に通う子供(それも女の子)の数をさらに増やし、併せて各種将棋大会への参加者もさらに増やしていくといった工夫が必要と考えるのは、私だけではないだろう。

(その3に続く)

次代に寄せて～警察の本質 (その1)

アクサ生命保険(株) 顧問 安村 隆司

私は、現在アクサ生命保険株式会社で顧問として勤務している。警察共済組合の医療保険を契約している方もおられると思うが、当社はその引受保険会社である。その募集が毎年12月から始まるので、例年10月下旬に準備のための研修会を行っている。大磯にある会社の研修所で1泊2日で行うものだが、入社2年目から、そこで冒頭30分ほどの講演を依頼された。講演といっても、高邁なものは端から期待されていないだろうし、警察組織の細々したことを説明しても致し方ない。どうしたものかとしばし考えあぐねたが、社員は募集の場で個々の警察官と接する訳だから、その際に何がしかの参考になればと思い、警察官のメンタリティー・考え方(併せて組織の行動様式)について語ることにした。

1年目は、『警察官の心理・考え方[基本編]』と題し、警察組織のあり方と関わるその特徴・傾向について述べた。そのときのレジュメの一部を以下抜粋する。

1. 総論～警察官の心理・考え方の特徴

○もちろん個人差があり、過度な一般化は危険だが、次のような傾向が見られる。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 硬直性←「規律を守れ」 | ⇔自由 |
| (2) 潔癖性←「廉潔であれ」 | ⇔寛容 |
| (3) 組織性←部隊活動 | ⇔個人 |
| (4) 権力性←強い執行力 | ⇔平等 |

2年目は、『警察官の心理・考え方[発展編]』と名付け、これも当然警察組織のあり方と深く関わっているものだが、より具体的に職務に密接に関連する形で、その根幹にあるものを挙げ、そ

それぞれの小項目について、それらを特徴づけるあるいは象徴する具体例を示して説明した。講演の中で、橋幸夫が歌う「この世を花にするために」と「この道」のテープを流したのだが、研修1日目の夕刻の情報交換会（懇親会）では、ある出席者が「初めてこの歌を聴きましたが、いや～感激しました。顧問のお話もですが（お世辞か？）、この曲で警察官の方々の思いがよく分かりました」と言っていたのが印象に残っている。その年のレジュメの一部を以下抜粋する。

1. 警察官の心理・考え方の根幹にあるもの

(1) 規律を守る

- ・「警察職員の職務倫理の基本」

(2) 国を守る

- ・国旗・国歌の扱い
- ・「警察礼式」

(3) 国民を守る

- ・警察法第2条
- ・「この世を花にするために」「この道」

3年目は、『警察官の心理・考え方[応用編]』と称し、それらを更に深掘りした。警察組織の行動様式と絡め、特に警察官の職務・行動の根本となる「警察職員の職務倫理の基本」を中心に、教育などを通じ警察官のメンタリティーがどう形作られているかを説明した。その際のレジュメの一部を抜粋する。

1. 警察の行動様式

(1) 「警察職員の職務倫理の基本」

- 誇り・使命感
- 公平・中正
- 規律・団結
- 人格・能力
- 廉潔・堅実

- ・これだけ全部守れますか？

(2) 節度

- ・「節度がある」ってどういうことですか？

(3) 愚直

- ・「愚直」っていいことですか、悪いことですか？

4年目、昨年10月は、『警察官の心理・考え方[実践編]』と銘打ち、それまで3回にわたって説明したことを踏まえ、その特徴が典型的な形で表れている警察活動をビジュアルに示すこととした。1つは年頭視閲式。もう1つは警衛警備。前者については、富山県警察本部長時代の年頭視閲式のDVDを編集して上映した。後者については、私は千葉県警察・神奈川県警察で警備部長を、富山県警察・静岡県警察で本部長を務めたので、その際の警衛警備の写真を公刊物のものを

中心に掲げた。いずれも組織を挙げての部隊としての活動であり、警察の行動様式を凝集したものとと言える。そこで、一人ひとりの警察官は、己の誇り・使命感に則って司々で行動するのである。その上映中、会場のあちらこちらから嘆声が上がった。その日のレジュメの一部を抜粋する。

1. 年頭視閲式

- ・ 県民に組織の総合力・決意を示す年頭の重要な行事

2. 警衛警備

- ・ 天皇皇后両陛下をはじめ皇族方をお守りする警察組織の総力を傾注する任務

さて、ここまで、講演で述べた警察官のメンタリティーについて記述してきたが、警察官はなぜそのようなメンタリティーを持っているのだろうか。それは、先にも触れたように警察（組織）のあり方と深く関わっており、むしろ一体と言った方が正しいかもしれない。つまり、多くの警察官は、元々そのような気質・性質だったのではなく（もちろん中にはそういう者もいるだろうが）、警察組織に入ってそういう考え方が醸成されるに至ったのである。では、そもそも警察の本質とは一体何だろうか。

わが国の近代的警察制度は、他の制度と同様に明治時代初期にヨーロッパの制度に倣って作られた。明治6年11月、川路利良大警視の警察制度に関する建議書の採用により内務省が設立され、翌7年1月には全国警察を統括していた司法省の警保寮が内務省に移管された（同9年4月警保局と改称）。更に、明治8年3月に「行政警察規則」（太政官達第29号）が制定されるに及んで、ここに初めて全国的に欧米型近代的警察制度の確立を見たのである。旧警察法が制定される昭和時代まで続く基本法である同規則により、行政・司法の明確化と警察行政の基礎が確立される。

行政警察規則の規定は次の如し。

第一章第一条 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ

同 第三条 其職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人民ノ妨害ヲ防護スル事

第二 健康ヲ看護スル事

第三 放蕩淫逸ヲ制止スル事

第四 国法ヲ犯サントスル者ヲ隠密中ニ探索警防スル事

同 第四条 行政警察予防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキ其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス之ヲ行政警察ノ官ニ於テ行フトキハ検事章程並司法警察規則ニ照スヘシ

(その2に続く)

事務局だより

<理事会について>

○ 令和元年度警察政策学会第2回理事会(書面理事会)

- 1 議決日 令和元年11月11日(月)
- 2 議案 第1号議案 新入会員の承認の件
議案は、原案どおり議決承認されました。

なお、入会が承認された方は下記の9名です(受付順、敬称略)。

※ 会員数～令和元年11月11日時点～正会員598名、賛助会員37社・団体

<図書紹介>

警察政策学会員の執筆・推薦図書コーナー

(発行順、敬称略)

著者	図書名	発行所(年月)	定価
宮越 極	ドイツ統一と天皇	文芸社(令和元年10月) ☎03-5369-3060	1,000円+税
警察政策学会 警察法令研究部会 監修	警察官実務六法 (令和2年版)	東京法令出版(令和2年1月) ☎03-5803-3304	3,500円+税

<学会資料の作成発行>

令和元年8月以降に発行した学会資料は、次のとおりです。

No.(発行年月)	標 題	発行部会
第107号(令元.8)	明治の国家と警察制度の形成 ～庶民の安堵・産業の継続～	警察史研究部会
別刷(令元.10)	令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄 一川路大警視検討を中心に	警察史研究部会
第108号(令2.1)	警視庁警察官と術科訓練	管理運用研究部会

<フォーラムの開催>

令和元年8月以降に開催したフォーラムは、次の1件です。

○ 令和元年10月3日(木) テロ・安保問題研究部会、中央大学日本比較法研究所共催
テロ対策に関する国際フォーラム

・ゲオルグ・M・ゲスク氏(ドイツオスナブリュック大学教授)

「反テロリズムを貫く刑法および刑事訴訟法の課題」

・茂田忠良氏(日本大学危機管理学部教授、テロ・安保問題研究部会長)

「日本のテロ対策の課題～欧米諸国との対比において」

<警察政策研究センターからのお知らせ>

【警察学論集】特集等のラインナップ

警察学論集は、警察大学校編集・警察庁各局協力による幹部必読誌

警察政策の最先端、今後も特集が続々登場

第73巻第4・5号「特集」(予定)
(仮) 児童虐待対策関係
【前警察庁少年課少年保護対策室長ほか】

“警察実務全体の
今とこれから
が見えてくる”

第73巻第2号「警察政策フォーラム」
オリンピック・パラリンピック対策
【警察政策研究センター】

第72巻第10・11号「特集」
警察における災害対策
【警察庁警備第二課長ほか】

第72巻第11・12号「特集」
特殊詐欺の現状と対策(上)(下)
【横浜地方・家庭裁判所川崎支部
判事ほか】

第72巻第9号「特集」
小型無人機等に係る緊急安全対策に関する
法整備
【前内閣官房内閣審議官ほか】

〔第72巻第8号以前の特集等〕
・道路交通法の一部改正(第72巻第8号)
・警察法改正(第72巻第7号)
・裁判員裁判制度施行10年の契機を考える(第72巻第6号)
・悪質・危険運転の現状と今後を考える(第72巻1・2号)

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。ニュースレターへの寄稿もお待ちしています。

☆ 警察政策学会 連絡先(担当 藤田)

電話：03-3230-2918・03-3230-7520 FAX：03-3230-7007

Eメール：asss2@lake.ocn.ne.jp

info@asss.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電話：042-354-3550(内3422) FAX：042-330-1308

Eメール：PPRC@npa.go.jp